

掛川市規則第7号

掛川市行政組織規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年3月23日

掛川市長

(別紙)

掛川市行政組織規則の一部を改正する規則

掛川市行政組織規則（平成17年掛川市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

部 名	課 名	係 名
総務部	行政課	行政係 法務係 職員係
	財政課	財政係
	管財課	財産管理係 契約係 検査係
	納税課	管理係
	市税課	市税総務係 市民税係
	資産税課	土地係 家屋係
企画政策部	企画調整課	経営戦略係 行革推進係
	生涯学習協働推進課	自治活動支援係 男女協働係
	地域支援課	地域づくり係 みどり推進係
	IT政策課	情報化推進係 情報システム係
	市民課	管理係 窓口係
健康福祉部	福祉課	社会福祉係 障害者福祉係
	高齢者支援課	高齢者政策係 保険給付係 介護認定係 予防支援係
	保健予防課	保健企画係 母子保健係 成人保健係 特定健診係
	国保年金課	国保年金係 後期高齢者医療係
	地域医療推進課	地域医療推進係
こども希望部	こども政策課	こども政策係
	こども希望課	こども家庭係 こども育成係
環境経済部	環境政策課	環境政策係 公害衛生係 ごみ減量推進係
	下水整備課	総務係 下水道整備係 浄化槽係 施設管理係
	農林課	農政係 農産係
	お茶振興課	お茶振興係
	商工観光課	商業労政係 観光交流係 企業立地推進係
都市建設部	都市政策課	計画係 土地利用促進係
	土木課	都市基盤係

	維持管理課	管理係 維持・営繕係 市営住宅係
危機管理部	危機管理課	危機政策係 防災対策係 市民安心係

第5条第2項中「(都市建設部調整室にあつては、調整庶務係及び事業推進係)」を削り、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 企画政策部に文化振興室を置き、同室に文化振興係及び美術館係を置く。

4 都市建設部に海岸整備推進室を置き、同室に海岸整備推進係を置く。

第5条に次の1項を加える。

5 次の表の左欄に掲げる課に同表の中欄に掲げる室を置き、それぞれの室(500人サポート推進室、中部地域健康医療支援センター、東部地域健康医療支援センター、西部地域健康医療支援センター、南部大東地域健康医療支援センター及び南部大須賀地域健康医療支援センターを除く。)に同表の右欄に掲げる係を置く。

課名	室名	係名
管財課	地籍調査室	地籍調査係
納税課	収納対策室	徴収第一係 徴収第二係
企画調整課	秘書広報室	秘書係 広報広聴係
生涯学習協働推進課	協働推進室	協働推進係
福祉課	500人サポート推進室	
地域医療推進課	中部地域健康医療支援センター	
	東部地域健康医療支援センター	
	西部地域健康医療支援センター	
	南部大東地域健康医療支援センター	
	南部大須賀地域健康医療支援センター	
農林課	農林整備室	農村基盤係 林業振興係
商工観光課	中心市街地活性化推進室	中心市街地活性化推進係
都市政策課	建築指導室	建築指導係
土木課	道路河川整備室	道路係 河川係

第7条第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 企画政策部文化振興室文化振興係

- ア 市民文化に関する事業の企画立案に関すること。
- イ 市民文化の振興に関すること。
- ウ 公益財団法人生涯学習振興公社に関すること。
- エ 市民文化団体の指導育成に関すること。
- オ 市民文化団体との連絡調整に関すること。
- カ 掛川城天守閣及び掛川城御殿の管理運営に関すること。
- キ 二の丸茶室の管理運営に関すること。
- ク 竹の丸の管理運営に関すること。
- ケ 清水邸の管理運営に関すること。
- コ その他市民文化の振興に関すること。

(5) 企画政策部文化振興室美術館係

- ア 二の丸美術館の管理運営に関すること。
- イ ステンドグラス美術館の管理運営に関すること。
- ウ 美術品及び工芸品の収集及び展示に関すること。
- エ 美術館協議会に関すること。

第7条に次の1号を加える。

(6) 都市建設部海岸整備推進室海岸整備推進係

- ア 津波対策掛川モデルの推進に関すること。
- イ 各種土木事業の調整に関すること。
- ウ 県施行河川改善受託事業に関すること。
- エ 県道の整備促進に関すること。
- オ 掛川バイパスの4車線化の建設促進に関すること。
- カ 国道150号の4車線化の建設促進に関すること。
- キ 新東名高速道路に関すること。
- ク 太田川原野谷川治水水防組合に関すること。

第8条第4項第2号中「収納対策係」を「徴収第一係」に改め、同号オを削り、同項に次の1号を加える。

(3) 収納対策室徴収第二係

- ア 市税の滞納調査及び滞納整理に関すること。
- イ 市税の滞納処分等に関すること。

ウ 納税相談に関すること。

エ 債権管理の総合調整に関すること。

第8条第6項第1号オ中「及び納付金」を削る。

第9条第1項第1号中セをソとし、コからスマまでをサからセまでとし、ケの次に次のように加える。

コ 総合教育会議に関すること。

第9条第2項第3号キ中「設置」を「運営」に改め、同号に次のように加え、同条第3項第3号を削る。

ク 地区まちづくり協議会の育成支援及び総合調整に関すること。

第9条第5項第2号コ中「及び普及」を削り、同号中サをシとし、コの次に次のように加える。

サ 個人番号カードの発行及び普及に関すること。

第10条第1項に次の1号を加える。

(3) 500人サポート推進室

ア 障害者の就労支援に関すること。

第10条第3項第1号中キを削り、クをキとし、ケをクとし、コをケとし、同項第3号中ウを削り、エをウとし、オを削り、カをエとし、キをオとし、同項に次の1号を加える。

(4) 特定健診係

ア 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定健康診査及び特定保健指導に関すること。

イ 掛川市国民健康保険条例（平成17年掛川市条例第113号）に基づく保健事業に関すること。

第10条第5項第1号エ中「設置」を「総合調整」に改め、同号中オを削り、カをオとし、キをカとし、同項第2号を次のように改める。

(2) 中部地域健康医療支援センター

ア 中部地域健康医療支援センターの管理運営に関すること。

イ 所管地域内における在宅支援に関すること。

ウ 所管地域内における在宅支援関係団体との連絡調整に関すること。

エ 救急医療に関すること。

オ 希望の丘の総合調整に関すること。

第10条第5項第5号オの(7)及び同項第6号オの(7)中「及び後期高齢者医療保険」を削り、同項第7号を削る。

第10条の2の見出しを削り、同条を第10条の3とし、第10条の次に次の1条を加える。

(こども希望部各課の分掌事務)

第10条の2 こども政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) こども政策係

- ア 少子化対策並びに子育て及び子育てに係る総合的な施策の企画及び調整に関すること。
- イ 保育に係る総合的な施策の企画及び調整に関すること。
- ウ 子ども・子育て会議に関すること。
- エ 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- オ 幼保再編計画に関すること。
- カ 乳幼児教育振興計画に関すること。

第11条第1項第3号オ中「指導」を「許可等」に改め、同条第3項第1号エからキまでを次のように改め、同号クを削る。

- エ 認定農業者、農業生産法人及び担い手の育成に関すること。
- オ 農地の利用集積に関すること。
- カ 農地中間管理事業に関すること。
- キ 農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）に関すること。

第11条第5項に次の1号を加える。

(4) 中心市街地活性化推進室中心市街地活性化推進係

- ア 駅北土地区画整理事業の清算に関すること。
- イ 中心市街地の再開発事業等に関すること。
- ウ 中心市街地の景観形成に関すること。
- エ 中心市街地の活性化推進に関すること。
- オ TMOの推進及び指導に関すること。
- カ 中心市街地活性化基金に関すること。
- キ かけがわ街づくり株式会社に関すること。
- ク JR掛川駅の南北広場及び広場内設備の維持管理に関すること。
- ケ 市営駐車場及び市営駐輪場の管理運営並びに路外駐車場に関すること。
- コ 放置自転車防止対策に関すること。
- サ 掛川駅周辺施設管理特別会計に関すること。

第12条第1項第2号中「開発指導係」を「土地利用促進係」に改め、同項第4号を削り、同条第

2項各号を次のように改める。

(1) 都市基盤係

- ア 都市計画街路の整備に関する事。
- イ 県施行都市計画街路受託事業に関する事。
- ウ 各種公園施設の整備に関する事。
- エ 都市計画事業の調整に関する事。
- オ 組合施行の土地区画整理事業に関する事。
- カ 5ヘクタール未満の土地区画整理事業の許認可に関する事。
- キ 個人施行の土地区画整理事業に関する事。
- ク 保留地購入資金貸付金の預託に関する事。
- ケ 土地区画整理基金に関する事。

(2) 道路河川整備室道路係

- ア 道路の新設及び改良に関する事。
- イ 南北幹線道路の整備推進に関する事。
- ウ 新病院アクセス道路の整備に関する事。

(3) 道路河川整備室河川係

- ア 橋梁、河川及び都市下水路の新設及び改良に関する事。
- イ 土木施設の災害復旧に関する事。
- ウ 急傾斜地崩壊対策事業に関する事。
- エ 土砂災害防止法に関する事。

第14条第1号オの(ウ)中「応急対応」を「初期対応」に改め、同号オ中(ク)を(チ)とし、(ウ)の次に次のように加える。

- (ク) 有害鳥獣の駆除等に関する事。

第14条第2号エ中「及び普及」を削り、同号ケ及びコ中「及び国民年金」を「、国民年金及び後期高齢者医療保険」に改め、同号中ツをトとし、チの次に次のように加える。

- ツ 市税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の収納業務に関する事。
- テ 畜犬に関する各種届出の受付等に関する事。

第15条第1号エの(ウ)中「応急対応」を「初期対応」に改め、同号エ中(ク)を(チ)とし、(ウ)の次に次のように加える。

- (ク) 有害鳥獣の駆除等に関する事。

第15条第2号エ中「及び普及」を削り、同号ケ及びコ中「及び国民年金」を「、国民年金及び後期高齢者医療保険」に改め、同号中ツをトとし、チの次に次のように加える。

ツ 市税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の収納業務に関すること。

テ 畜犬に関する各種届出の受付等に関すること。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。



